

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年9月9日（金）
午前9時56分～午後1時35分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 郷内 良治 副委員長 熊谷 克彦
委員 菊地 昌夫 委員 大友 康信
委員 佐藤 正博 委員 長南 良彦
委員 小野寺美穂
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため なし
出席した者
- 6 事務局職員 主 事 高橋 桃花
- 7 付議事件
 - (1) 所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査について
 - (2) 議会案第6号 揮発油税及び地方揮発油税（ガソリン税）の抜本的見直しや簡素化による負担軽減を求める意見書
 - (3) 議会案第7号 刑事訴訟法における再審規定の速やかな改正を求める意見書

午前9時56分 開会

○委員長（郷内良治） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付議事件の（１）所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

これより現地調査を行います。

現地調査終了まで休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午後0時57分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

次に、付議事件の（２）議会案第6号 揮発油税及び地方揮発油税（ガソリン税）の抜本的見直しや簡素化による負担軽減を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後0時58分 休憩

*休憩中の要旨

各委員から議会案第6号に対する意見の聴取を行った。

- ・意見書案の求める事項は賛同できるものとする。
- ・当分の間とされる特例税率が続いている。本来、インフレ等特殊な場合に対応するための制度であるにも関わらずそれが実現されていない。特殊税率の廃止や二重課税の解消について意見書として上げるべき。

- ・地方への代替財源の確保についてどのように考えているか気になるが、基本的に賛成である。
-

午後 1 時 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第 6 号につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。

よって、議会案第 6 号につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第 6 号 揮発油税及び地方揮発油税（ガソリン税）の抜本的見直しや簡素化による負担軽減を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。

よって、議会案第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、付議事件の（3）議会案第 7 号 刑事訴訟法における再審規定の速やかな改正を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 分 休憩

*休憩中の要旨

各委員から議会案第 7 号に対する意見の聴取を行った。

- ・賛同できるものとする。再審については、そもそも決定までが物すごく長く、またそう簡単に、誰でもできることではない。

記 2 については、あくまでも再審開始決定に対する不服申立てができない、という意味で、検察は仮に不服申立てができなくとも公判の中で意見

ができるため、一切何もできなくなるわけではない。また「禁止もしくは制限」ではなく「制限」だけでは趣旨が変わってしまう。

今回の意見書案には、令和3年の日本弁護士連合会の決議中の「再審請求手続きにおける全面的な証拠開示の制度化」と「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」を採用している。

- ・賛同するが、記2について、不服申立てが「できない」制度にしてしまうと、再審請求が増え膨大なものになるという懸念があり、また、この表現では検察が何もできなくなるように感じた。しかし、賛同者の説明や意見を聞いて正しい理解ができたため、異論はない。
- ・賛同できるものとする。再審決定までに物すごい時間がかかるのに、最後に検察の不服申立てによって妨げられて良いものではない。また、記の1及び2については変更を加えるべきではない。
- ・賛同できるものとする。令和3年5月までに提出された全国49件の意見書のうち42件について、検察の不服申立てを禁止・制限するという表現がされている。

記の1及び2について、日本弁護士連合会の決議の内容を引用するのが良いと思ったが、基本的に賛成である。

日本の規定のルーツであるドイツの法律においては、検察の上訴を禁じていることから考えても、検察の不服申立てには制限を加えるべき。

- ・賛同できるものとする。他市町村の意見書の内容から考えて何点か文言の整理が必要であると考えたが、このままの表現でも問題ないとする。
- ・賛同できるものとする。冤罪が多くある事実については、重く受け止めてはならない。たとえ1人であっても救うべき。自分なりに調べた前提で、総合的に考えて出すべきものであるという結論に至った。

午後1時33分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第7号につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第7号 刑事訴訟法における再審規定の速やかな改正を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第6号及び議案第7号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

なお、次回委員会の招集通知は改めて行いません。9月15日木曜日、午前10時に開会いたしますので、議員協議会室に御参集いただきますようお願いいたします。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時35分 散会

令和4年9月9日

総務消防常任委員会

委員長 郷内 良治